

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立光洋中学校 令和5年（2023年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、「いじめ防止対策委員会」で組織的に対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることがあることを踏まえて対応します。
- ケースによっては、警察等の関係機関にも相談又は通報し、適切な援助を求めます。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、「いじめ防止対策委員会」により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

光洋中学校 いじめ防止 基本方針の概要

学校教育目標である「健康で明るく」「心豊かな」「主体的人間の育成をはかる」の実現に向けて、いじめがなく、生徒が心豊かに学校生活を送ることができるように、「いじめは絶対に許さない」「いじめを絶対に見逃さない」を合言葉に、教職員、生徒、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組みます。

光洋中学校 いじめ防止対策 委員会の 役割や活動

いじめ防止対策委員会は、情報交流を定期的に行い、アンケート調査と連動した定期的な教育相談を推進して、生徒一人一人の実態把握に努めています。また、生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動できるように、全校集会や道徳の授業を通しての指導を展開しています。さらには、校区の小学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開しています。

光洋中学校 いじめ防止計画

- 未然防止 ネットモラル授業(総合的な学習の時間)、道徳の授業
いじめ根絶集会(生徒会)、学校便り等での啓発
フィルタリング教室(保護者対象)
- 早期発見 生活・いじめアンケート(毎月)、教育相談(各学期1回)
いじめ相談電話の周知、いじめ相談窓口の設置
- 早期対応 事実関係の把握(担任・学年・いじめ防止対策委員会)
保護者との連携

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の光洋中学校のいじめ防止対策委員会担当は、主幹教諭 林 周孝(はやしのりたか)です。連絡先0144-72-7255(学校代表電話)。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
胆振教育局教育相談電話(電話)	0143-22-6594	



子ども相談
支援センター
イメージ
キャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Webページ

